

# 共謀罪の適用を許さないために

2018. 10. 24

共謀罪対策弁護士事務所局長弁護士三澤麻衣子

## 第1 共謀罪を検挙するためになされる捜査

### 1 共謀罪の証拠とは？

物証：電話録音、メール、LINEの通信の記録

人証：共謀（話し合い）の場に「参加」した者の供述と本人の自白

### 2 物証

電話録音→盗聴法の対象犯罪に「共謀罪」を拡大させようとしてくる危険

もし「共謀罪」まで拡大されれば、277個の犯罪を理由に盗聴が許されるのと一緒に＝事実上、なんでも盗聴理由となりうる危険

法改正の断固阻止

メール、LINEの通信→令状なしに任意捜査で捜査されているという現状

→現在でも行われている可能性あり

### 3 人証

- ・捜査機関が共謀参加者に自白強要の危険
- ・いわゆる捜査機関が協力者を作り出す危険

↓さらには

捜査機関が潜入者を作る危険（公安警察）

○極めて危険な共謀罪捜査。

捜査機関にフリーハンドの捜査を許している。

→濫用がないか、濫用の実態が明らかになった場合には即座に追及し廃止への道筋に！

## 第2 共謀罪型捜査、監視型捜査の拡大

現在、共謀罪の捜査そのものの存在は明らかとはなっていない

しかし、共謀罪型捜査、監視型捜査は共謀罪の成立前後から行われつつある。

### 1 大垣市民監視事件

市民運動家の情報を警察が収集し、大企業に情報提供

→警察による日常的監視

→当時は違法だが共謀罪「捜査」を理由にする日が来る可能性あり

### 2 市民運動家を運動とは無関係の別件で逮捕、その際の捜索でパソコン、携帯を根こそぎ押収

→パソコン、携帯の丸ごと押収を阻止する必要

- 3 市民運動、労働組合活動への威力業務妨害罪の適用  
高江ヘリパット座り込みでの山城さん事件  
関西生コン事件  
→市民運動への適用が一番懸念される組織的威力業務妨害罪の共謀罪への布石へつながる危険  
→各事件での不起訴、無罪獲得の重要性
- 4 司法取引  
贈賄事件で、「法人」が司法取引の上証拠提供し不起訴、従業員が逮捕。

### 第3 制度の監視

- 1 盗聴法拡大阻止（前述）
- 2 GPS 最高裁判決  
→立法作業の中でプライバシー保護のための措置がどれだけ盛り込まれるかが重要
- 3 監視カメラの法制化
- 4 警察に対する第三者監視機関の創設

### 第4 万が一検挙があったら～共謀罪の弁護

○まず、いち早く弁護士に連絡を！

- 1 起訴前段階  
自白をとらせない
  - ・黙秘権の行使、供述証拠への署名押印拒否
  - ・取り調べの全過程の録画の申し入れによる違法な取り調べの抑止
  - ・身柄を取らせない弁護活動（勾留請求却下、準抗告 etc）

- 2 共謀罪は違憲  
共謀ただけで（話ただけで）処罰される  
⇒表現の自由（憲法21条）、思想良心の自由（憲法19条）に違反  
処罰の範囲が明確でない、行為原則違反  
⇒刑事手続きにおける適正手続の原則（憲法31条）に違反

○事案に関わらず（暴力団員への適用の場合でも）違憲の主張、運動を。

- 3 公安警察の役割と本質の暴露  
公安警察＝政治警察の特徴  
日常的情報収集活動の痕跡が必ずある
- 4 人証の曖昧性  
共謀の場に参加した人の「供述」が重要証拠  
→客観証拠との整合性を徹底検証  
供述がとられた状況（自白の強要）の徹底解明
- 5 捜査の端緒（きっかけ）のねつ造の徹底解明  
監視、密告など、犯罪捜査とは違った違法な監視や情報収集の可能性